

# 北海道感染症危機管理対策本部会議

## 第 2 回 本 部 員 会 議

日時：令和2年1月31日（金）15：30～

場所：本庁3階テレビ会議室

1 開 会

2 状況報告

3 今後の対応

4 対策指示 ～ 知事

5 閉 会

# 新型コロナウイルス関連肺炎について

保健福祉部 (R2.1.31)

昨年12月以降、中華人民共和国武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されており、1月28日、道内で1例目となる感染者が確認されました。

国では1月28日、この感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定するなど対策を強化しています。

道としても、感染者等の発生時の対策を強化するとともに道民や関係機関の皆様への情報提供、相談対応の充実を図るなどして、さらなる感染拡大の防止に向けて取り組みます。

## 1 発生の状況

### (1) 道内の発生状況

①年代：40代

②性別：女性

③居住地：中国人民共和国（湖北省武漢市）

④症状、経過：

1月26日 体調不良のため外出せず。夜間に咳、発熱あり。

1月27日 北海道内の医療機関Aを受診。胸部レントゲン検査にて肺炎像を認めた。医療期間Bへ転院し入院。インフルエンザ陰性。

1月31日 引き続き医療機関において、院内感染対策を実施の上で、治療中。  
症状は回復傾向にある。

※濃厚接触者2名は所管保健所で健康観察を継続中

### (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

1月30日18時現在、確認されている感染者は 12名

## 2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ&A）
- (4) 1月28日、指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定する方針決定
- (5) 1月31日、WHOの緊急宣言を受け、令和2年1月28日交付「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）」（2月7日施行）を2月1日に前倒して施行することを決定。

## 3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知しており、今後指定感染症への取り扱い変更について周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1/30から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q&A、休日夜間の電話対応開始
  - (イ) 春節を迎えて多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起

を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1/22 宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1/23 観光関係団体等

1/30 宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

(ウ) 保健所等による相談対応

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日緊急保健所長会議開催

● 道民の皆様へ

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。
- ・武漢市などから帰国・入国される方で、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用する等し、武漢市への滞在歴があることを申告した上、速やかに医療機関を受診して下さい。

令和2年1月31日（金）

## 【照会先】

健康局 結核感染症課

課長補佐 加藤 拓馬

課長補佐 上戸 賢

（代表電話） 03（5253） 1111

報道関係者各位

# 中華人民共和国湖北省武漢市における 新型コロナウイルス関連肺炎に関する 世界保健機関（WHO）の緊急事態宣 言

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月31日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」には該当すると発表しました。

これを受け厚生労働省では、WHOからの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じてまいります。

WHOの発表（原文）

[https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov))

（参考）

- 1 PHEICとは、WHOが定める国際保健規則（IHR）における次のような事態をいう。
  - (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
  - (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

2 過去にPHEICが出された事例は以下のとおり。

- ・ 2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1)(新型インフルエンザ)
- ・ 2014年5月 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大
- ・ 2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大
- ・ 2016年2月 ジカ熱の国際的拡大
- ・ 2019年7月 コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

令和2年1月30日（木）

## 【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

# 中華人民共和国湖北省武漢市における 新型コロナウイルス関連肺炎について (令和2年1月30日版)

1月30日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(1月30日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、1月29日報から下線部分を更新しました。)

1月29日、30日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例及び無症状病原体保有者  
(\*) 2例の報告があり、8例目、9例目としてプレスリリースを行いました。

(\*) 無症状病原体保有者とは、症状はないが、PCR検査が陽性だったもの

## 1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、1月30日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

- ・中国：感染者7,711名、死亡者170名。
- ・タイ：感染者14名、死亡者0名。
- ・韓国：感染者4名、死亡者0名。
- ・台湾：感染者8名、死亡者0名。
- ・米国：感染者5名、死亡者0名。
- ・ベトナム：感染者2名、死亡者0名。
- ・シンガポール：感染者10名、死亡者0名。
- ・フランス：感染者5名、死亡者0名。
- ・オーストラリア：感染者7名、死亡者0名。
- ・マレーシア：感染者7名、死亡者0名。
- ・ネパール：感染者1名、死亡者0名。
- ・カナダ：感染者3名、死亡者0名。
- ・カンボジア：感染者1名、死亡者0名。
- ・スリランカ：感染者1名、死亡者0名。
- ・ドイツ：感染者4名、死亡者0名。
- ・アラブ首長国連邦：感染者4名、死亡者0名。

・ フィンランド：感染者1名、死亡者0名。

2. 国内の発生状況について

・ 1月30日12:00現在、確認されている患者は以下のとおり9名（\*）である。

	確定日	年代	性別	居住地	病状	入院状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1/16	30代	男	神奈川県	全快	退院	なし	38名特定 健康観察 1/24終了
2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	32名特定 健康観察実施中
3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	軽快	入院中	なし	7名特定 健康観察実施中
4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	軽快 傾向	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	症状 安定	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
6	1/28	60代	男	奈良県	症状 安定	入院中	なし	22名特定 健康観察実施中
7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	症状 安定	入院中	なし	2名特定 健康観察実施中
8	1/29	40代	女	大阪府	症状 安定	入院中	なし	3名特定 健康観察実施中
9	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	発熱, 咽頭痛	入院中	なし	調査中

- ・ 武漢の滞在歴は6例目、8例目を除く、7名について認められている。
- ・ 現時点（1月30日12時現在）までに疑似症サーベイランスに基づき、計34件の検査を実施。そのうち8例が陽性。26例が陰性。
- ・ 武漢市からのチャーター便により帰国した邦人に対して、計204件の検査を実施。そのうち1例が

陽性。

(\*) : その他、2例の無症状病原体保有者が確認されている。

### 3. 厚生労働省のこれまでの対応

#### 【検疫関係】

・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>

・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

#### 【医療機関・保健所等での対応関係】

・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf>



- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。

[https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection\\_of\\_nCoV\\_report200121.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf)

- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領（暫定版）を作成

[https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV\\_200121-1.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf)

- ・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定

[https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_200122.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf)

- ・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

#### 【情報発信】

- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09151.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html)
- ・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行う  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/denque\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/denque_fever_qa_00001.html)
- ・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起  
<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>
- ・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

#### 4. 今後の対策について

- ・1月28日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、公布した。

これにより、感染が疑われる方に対する入院措置やそれに伴う医療費の公費負担検疫における診察・検査等の実施が可能となる。

- ・WHOによると、国際保健規則に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急委員会が1月30日13:30（ジュネーブ時間）から開催される予定である。委員会では、新型コロナウイルス感染症の現状の発生が国際的な公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当するかどうかについて議論される見込み。

今後とも中国等の状況やWHOの緊急委員会の結果を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

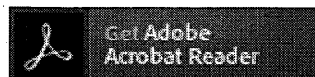
◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。国民の皆様におかれては、過剰に心配することなく季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○武漢市から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあつては、武漢市の滞在歴があることまたは武漢市に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

(参考)

- ・ 中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：  
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unknown-cause-china/en/>
- ・ 海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP FORTH）：  
<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>
- ・ 中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・ 中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO））：  
<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>
- ・ 新しいコロナウイルス-大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：  
<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>
- ・ 中華人民共和国国家衛生健康委員会：  
<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>
- ・ 武漢市衛生健康委員会：  
<http://wjw.wuhan.gov.cn/>
- ・ 広東省衛生健康委員会：  
<http://wsjkw.gd.gov.cn/>
- ・ 衛生福利部疾病管制署（台湾CDC）：  
<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>
- ・ 中国における新種のコロナウイルスについて（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：  
<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>
- ・ 厚生労働省Twitter：  
<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>
- ・ First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States：  
<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>
- ・ International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China（世界保健機関（WHO））  
<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# ～ 北海道民のみなさまへ ～

2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、日本をはじめ複数の国で報告されています。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

**発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から2週間以内に、中国武漢市への渡航歴がある又は、渡航歴があり上記症状を有する人との接触歴がある。**



マスクを着用し、外出は控えてください。

**速やかに事前に医療機関へ連絡した上で受診するか、お住まいの地域の保健所にご相談ください。** ※ご連絡の際は、武漢市に滞在していたことを申告してください。



**医療機関を受診し、必要な検査・治療などを受けたいいただきます。**

注) 衛生研究所は医療機関から提出された血液等を検査する機関であり、一般の方の診察や検査は行っておりませんのでご留意ください。

○本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できるまで入院となります。  
○検査結果が陰性の場合、感染予防対策を継続してください。

## ○感染予防対策について

- ・一般的な衛生対策として、風邪やインフルエンザと同様に、「こまめな手洗い」、「人混みでのマスク着用」をお願いします。
- ・咳や鼻水、ノドの痛みなどの呼吸器症状がある場合は、マスクを着用するなど、咳エチケットを徹底しましょう。

## ○中国武漢市へ渡航していた方へ

- ・帰国後、約2週間の間は、健康状態を注意深く観察し、体調不良時は、左図に示したとおり対応願います。

### 【相談窓口】

厚生労働省電話相談窓口	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	03-3595-2285	9:00～21:00
● 札幌市保健所	011-622-5199	平日 8:45～17:15
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45～17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45～17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50～17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45～17:30
● 北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～17:00

(道立保健所一覧) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

## 新型コロナウイルスに関連した肺炎について

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が複数確認されています。

道では、国の通知に基づき、道内医療機関に発生時の対応協力を依頼しており、今後とも情報収集を継続していきます。

道民の皆様におかれましては、下記の内容に留意していただきますようお願いいたします。

### 《コロナウイルス》とは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。

人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV(重症呼吸器症候群コロナウイルス)とMARS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)以外は、感染しても通常の風邪などのように重度でない症状にとどまります。

### 知事のビデオメッセージ

知事のビデオメッセージ「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」を北海道インターネット放送局「Hokkai・Do・画」に公開しました。是非ご覧ください。(令和2年(2020年)1月28日)

- [北海道インターネット放送局「Hokkai・Do・画」【リンク】](#)

### 道民の皆様へのメッセージ

道民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関に連絡したうえで、受診していただきますようご協力をお願いいたします。

また、医療機関の受診にあたっては、滞在歴があることを事前に申し出てください。

- [他人への感染を防ぐため、咳エチケットを行いましょう。](#)
- [正しい手の洗い方](#)

### 道民のみなさまへのお知らせ

～ 北海道民のみなさまへ ～

2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、日本をはじめ複数の国で報告されています。  
過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から2週間以内に、中国武漢市への渡航歴がある又は、渡航歴があり上記症状を有する人との接触歴がある。

マスクを着用し、外出は控えてください。

速やかに事前に医療機関へ連絡した上で受診するか、お住まいの地域の保健所にご相談ください。  
※ご連絡の際は、武漢市に滞在していたことを申告してください。

**○感染予防対策について**  
一般的な衛生対策として、風邪やインフルエンザと同様に、「こまめな手洗い」、「人混みでのマスク着用」をお願いします。  
咳や鼻水、ノドの痛みなどの呼吸器症状がある場合は、マスクを着用するなど、咳エチケットを徹底しましょう。

**○中国武漢市へ渡航していた方へ**  
帰国後、約2週間の間は、健康状態を注意深く観察し、体調不良時は、左図に示したとおり対応願います。

医療機関を受診し、必要な検査・治療などを受けていただきます。

注) 衛生研究所は医療機関から提出された血液等を検査する機関であり、一般の方の検体や検査は行っておりませんのでご注意ください。

○本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できるまで入院となります。  
○検査結果が陰性の場合は、感染予防対策を継続してください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	03-3596-2285	9:00～21:00
● 札幌市保健所	011-622-5199	平日 8:45～17:15
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45～17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45～17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50～17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45～17:30
● 北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～17:00

(道立保健所一覧) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/ikh/hokensho/hokensho.htm>

道民のみなさまへ(PDF版)はこちらから

相談窓口について

	電話番号	開設時間
◆ 厚生労働省電話相談窓口	03-3595-2285	9時00分～21時00分

	電話番号	開設時間
◆ 札幌市保健所	011-622-5199	平日 8時45分～17時15分
◆ 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
◆ 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～17時30分
◆ 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
* 上記以外にお住まいの方		
◆ 道立保健所	連絡先はこちら	平日 8時45分～17時30分
◆ 北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～17時00分

新型コロナウイルスに関するQ&A

- 道民の皆様から寄せられた主なご質問などをとりまとめました。
- 新型コロナウイルスに関するQ&A【一般の方向け】(令和2年1月30日版)
  - 厚生労働省のQ&Aはこちらをご覧ください。
  - 厚生労働省のQ&A(令和2年1月27日版)(リンク)

宿泊施設等管理者の皆様へ

今後、道内において「さっぽろ雪まつり」等の大型イベントが予定されており、多数の観光客が来道し宿泊施設を利用することが予想されることから、感染症の蔓延を防止するため、咳エチケットや手洗い等、よりいっそうの感染対策を実施いただきますようお願いいたします。

○ 令和2年(2020年)1月22日付け地保第3607号通知

「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する注意喚起の徹底について」及び別紙「宿泊施設等における新型コロナウイルスに関連した肺炎疑い患者が発生した場合の対応について」

### 中小企業者等の皆様へ

- 新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う中小企業向け相談窓口及び融資取扱について(経済部経済局中小企業課)

### 関係団体の皆様へ

○ 令和2年(2020年)1月22日付け地保第3609号通知

「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する注意喚起の徹底について」

### 北海道感染症危機管理対策本部会議

令和2年1月28日(火)開催

- 「北海道感染症危機管理対策本部会議」会議資料【下記資料1～8(全編)】

【項目別】

1. 新型コロナウイルス関連肺炎について
2. 今回新型コロナウイルスの感染が確定した患者に係る対応について
3. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議(国資料)
4. 指定感染症及び検疫感染症について(国資料)
5. 中国における新型コロナウイルスの発生(一部地域の感染症危険レベルの引き上げ)(国資料)
6. 新型コロナウイルス関連肺炎への対応について
7. 新型コロナウイルス感染症に対する道の対策について(保健福祉部)
8. 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置について(国資料)

- 議事録

### 〈参考〉外部リンク

- 厚生労働省ホームページ(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)
- 国立感染症研究所ホームページ(コロナウイルス感染症について)
- 厚生労働省検疫所(FORTH)
- 北海道外国人相談センター(公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター)

いいね! 1,199

ツイート

お問合せページ等、個人情報を入力するページは暗号化通信(SSL)により、保護しています。

お問合せ

庁舎のご案内

サイトの方針

リンクについて

個人情報の取扱いについて

著作権について



北海道 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (大代表) 法人番号 7000020010006

[電話番号一覧]

一般的な業務時間 8時45分～17時30分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

(c)2020 HOKKAIDO GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.

## 新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)

道では、厚生労働省電話相談窓口や、保健所設置市である札幌市、旭川市、函館市、小樽市とも連携し、道内全ての相談窓口をホームページに掲載するとともに、道における夜間・休日の電話相談体制を充実しています。

なお、現時点で道民の皆様から寄せられた主なご質問などを下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

※現時点の情報で作成しておりますので、今後変更することがあります。

### 新型コロナウイルスとは

#### 問1 コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群(MERS)や重症急性呼吸器症候群(SARS)などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15%(流行期は35%)を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>)

(厚労省Q&A1/27版より)

### 症状等について

#### 問2 予防法はありますか？

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗い等の基本的な感染対策に努めていただくようお願いいたします。

#### 問3 どのような症状が出るのですか？

発熱、呼吸器症状(せき、たん、のどの痛み、鼻水等)が、主な症状とされています。

(参考:国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>)

#### 問4 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

(厚労省Q&A1/27より)



**感染を疑うとき**

**問5 どのような場合に感染が疑われるのですか？**

以下の条件の、どちらにもあてはまる場合、感染が疑われます。

- 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(せき、たん、のどの痛み、鼻水など)がある
- 上記の症状が出た日から2週間前までに、以下のいずれかにあてはまる。
  - ・ 武漢市への渡航歴がある
  - ・ 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状(せき、たん、のどの痛み、鼻水)がある人」との接触歴がある

参照：国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」

2020年1月21日改訂

**問6 感染が疑われる場合、どのように対応すれば良いですか？**

医療機関に事前に連絡のうえ受診するか、お住まいの地域の保健所にご相談ください。

<相談窓口はこちら>北海道庁保健福祉部地域保健課 HP

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm>)

**問7 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？**

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施し、医療機関に事前に連絡の上受診するか、お住まいの地域の保健所に相談してください。その際、武漢市に滞在していたことを申告してください。

(厚労省 Q&A1/27 版より)

**問8 武漢市以外の地域に海外旅行へ行きましたが、大丈夫でしょうか？**

帰国日から2週間は体調を注意深く観察し、発熱や呼吸器症状が出た場合は、かかりつけ医等に事前に連絡の上、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施し、医療機関に事前に連絡の上受診してください。

なお、受診の際には海外旅行歴があること、渡航先を申告してください。

**問9 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？**

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィ等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイドンスをご参照ください。

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>)

(厚労省Q&A1/27版より)

## 参 考

### ● 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。

詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))

### ● 発生状況や死亡者数について

最新の状況については、厚生労働省HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))

(厚労省Q&A1/27版より)

# 新型コロナウイルス感染症 に関する緊急要望書

令和2年1月

北 海 道

## 新型コロナウイルスに関連した肺炎に係る緊急要望

昨年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が増加しており、日本でも1月15日に初めての感染者を確認後、令和2年1月28日現在まで7人の感染者が確認されている。

北海道でも1月28日に初めての感染者が確認された。

国では、感染症法に基づく「指定感染症」に指定することを1月28日、閣議決定したところであるが、感染が疑われる患者が発生した際の対応や、患者の入院先の確保など、緊急に対応すべき課題があることから、以下要望する。

### 記

- ・厚生労働省において新型コロナウイルスに係る電話相談窓口を設置したところであるが、国民、道民への情報提供及び相談体制の充実を図られたい。
- ・「指定感染症」の指定にあたり、医師からの届出基準等が不明であることから、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正通知を早期に発出願いたい。
- ・第一種及び第二種感染症指定医療機関の病床確保のため、整備補助金の補助基準額の引き上げや、感染症指定医療機関に従事する医師等の人件費を補助対象とするとともに、今回の「指定感染症」の指定に伴う保健所の活動経費など必要な経費に対する財政措置を図られたい。